令和　５年　４月　４日

生徒・保護者各位

山梨県立白根高等学校
校　　長　　伊藤　裕之

「新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請」に基づく
４月以降の本校教育活動について

春暖の候、皆様には日頃より本校の教育活動にご理解ご協力を頂きありがとうございます。

さて、3月１３日に県教育委員会より、４月以降の教育活動について通知がありました。生徒ならびに保護者の皆様には趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況の変化に応じて本通知の内容を変更することがあることを申し添えます。

【対象期間】
・令和５年４月４日から令和５年５月７日まで

【期間中の留意事項】
・室内における活動場所を換気する。
・手洗いと手指消毒を徹底する。
・４月１日以降はマスクの着用を求めないことを基本とするが、様々な事情により、感染不安を抱き引き続きマスク着用しても良い。
・毎日検温し健康観察に記入し、発熱等の症状が少しでもある場合には、学校に連絡した上で自宅休養する。
・各種行事を行う場合は、感染防止対策を講じた上で実施する。
・ワクチン接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起こることのないよう配慮する。
・健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない場合を除き、できる限りワクチンを接種する。